

平成 23 年 3 月 8 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
会社名 株式会社 ゲーム オン
代表者 代表取締役社長 鄭 起 泳
(コード番号：3812 東証マザーズ)
問合せ先 経営管理部長 松本 将司
電話番号 03-5447-6320 (代表)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」）に定める発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

記

1. 買付け等の目的

当社は、平成 23 年 3 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、従前より株主価値の極大化を経営における重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続により株主に対する利益還元を行うとともに、事業成長による企業価値の長期的な向上と株式時価総額の極大化を図ることにより、株主価値を高めていくことに努めております。

このような方針の下、当社のさらなる事業の拡大と発展を実現するための最良のパートナーと提携することを目的とし、平成 19 年 11 月、当社、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション（以下「ネオウィズ・ゲームズ」）及び株式会社ゲームホールディングス（以下「ゲームホールディングス」）との間で 3 社間契約である「戦略的資本業務提携契約」を締結しておりましたが、平成 22 年 2 月、ゲームホールディングスがネオウィズ・ゲームズを被告として、両者間の株主間契約の債務不履行に基づく損害賠償金及びこれに対する遅延損害金並びに当該訴訟費用を請求する訴訟をソウル中央地方裁判所に提起する事態となりました（なお、「戦略的資本業務提携契約」は、平成 22 年 3 月 24 日に提出しております第 9 期有価証券報告書に記載しておりますように、平成 22 年 11 月 7 日に契約期間を満了しております。）。本訴訟については、平成 23 年 1 月 21 日、ネオウィズ・ゲームズがゲームホールディングスに対して、74,754,980,522 ウォン並びに平成 22 年 2 月 6 日から平成 23 年 1 月 21 日までの期間において年 5%と、平成 23 年 1 月 22 日から完済日までの期間において年 20%の割合による遅延損害金を支払うという判決が出され、これに対し、ネオウィズ・ゲームズ及びゲームホールディングスの両者が判決を不服として控訴しております。

これを受け、当社は、当社の経営方針や経営の安定性確保等の観点から慎重に検討をした結果、当社普通株式 39,838 株（平成 23 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数（99,592 株）に対する所有割合（以下「所有割合」）にして 40.00%（小数点以下第三位を四捨五入））を持つ筆頭株主であるネオウィズ・ゲームズと当社普通株式 24,840 株（所有割合にして 24.94%（小数点以下第三位を四捨五入））を持つ

主要株主であるゲームホールディングスとの間で当社に関する株主間契約について紛争が生じ、その関係が悪化していることは、発行会社である当社にとって歓迎すべき事態ではなく、今後の経営の安定化を目指すにあたりゲームホールディングスの保有分を当社が取得することが当社の株主価値の極大化に資すると判断し、平成23年2月中旬、ゲームホールディングスの保有する当社普通株式の全部を当社が取得する意向がある旨の提案をゲームホールディングスに対して行いました。そのうえで、自己株式の具体的な取得方法について検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」）の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を最優先に検討いたしました。そのうえで、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を踏まえ、平成23年3月8日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社の社外取締役である馬ヨシノミ及び元遵喜は、それぞれ本公開買付けに応募する旨の意向を表明しているゲームホールディングスの完全親会社であるデジタルコンバージェンスバイアウトファンド（Digital Convergence Buyout Fund）（以下「DCBファンド」）のゼネラルパートナーであるTStone Corporationの取締役及び代表取締役であり、特別の利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社の社外監査役である許容碩及び沈金玉は、それぞれDCBファンドが100%出資するファンドが100%の株式を保有するTStudyの取締役及び監査役であり、利益相反のおそれがあることから、これを防止し、公正性を高める観点から、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。上記取締役会においては、上記取締役2名を除く取締役及び上記監査役2名を除く監査役の全員が出席し、出席取締役5名（うち社外取締役2名を含みます。）の全員の一致で当該決議を行っており、出席監査役3名は、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性と経営の安定性を確保する等の観点から、35,000株（平成23年2月28日現在の発行済株式総数（99,592株）の35.14%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限とすることとしております。

また、当社は、ゲームホールディングスから平成23年3月8日付で、本公開買付けに対して、同社が保有する当社普通株式の全部（平成23年3月8日現在の所有株式数は24,840株で、所有割合にして24.94%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を応募すること等を内容とする確約書の提出を受け、また、DCBファンドのゼネラルパートナーであるTStone Corporationの従業員の親族がその全持分を保有するWhiteWall Co. Ltdから、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の全部（平成23年3月8日現在の所有株式数は900株で、所有割合にして0.90%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を応募すること等を内容とする確約書の提出を受けております。なお、ゲームホールディングスが保有する当社普通株式の応募については、当該株式に設定されている大韓民国の銀行である国民銀行の質権が消滅していることが応募の前提となりますが、ゲームホールディングスから当該質権は買付け等の期間（以下「公開買付期間」）中に消滅させられる見込みである旨を伺っております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	35,000 株 (上限)	2,450,000,000 円 (上限)

(注1) 平成23年2月28日現在の発行済株式総数 99,592 株

(注2) 平成23年2月28日現在の発行済株式総数に対する割合 35.14% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成23年3月9日(水)から平成23年5月31日(火)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成23年3月8日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	平成23年3月9日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成23年3月9日(水曜日)
④ 買付け等の期間	平成23年3月9日(水曜日)から 平成23年4月7日(木曜日)まで(21営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金70,000円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を最優先に検討いたしました。また、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案のうえで、当社普通株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値とすることが妥当であるとの結論に至りました。

そのうえで、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例においてディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、約10%と設定いたしました。

なお、当社は、平成23年2月中旬、当社普通株式の市場価格を基礎として当社が設定したディスカウント率によるディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募についてゲームホールディングスに打診したところ、応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、ゲームホールディングス及びWhiteWall Co.Ltdから平成23年3月8日付で、当社が本公開買付けを開始した場合にはその保有する当社普通株式の全部(ゲームホールディングス:24,840株、WhiteWall Co.Ltd:900株)を応募すること等を内容とする確約書の提出を受けております。なお、ゲームホールディングスが保有する当社普通株式の応募については、当該株式に設定されている大韓民国の銀行である国民銀行の質権が消滅していることが応募の前提となりますが、ゲームホールディングスから当該質権は公開買付期間中に消滅させられる見込みである旨

を伺っております。

当社は、以上の検討及び判断を踏まえ、平成23年3月8日開催の取締役会において、当該取締役会の開催日の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年2月8日から平成23年3月7日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社普通株式の終値の単純平均値78,042円（円未満四捨五入）を10.30%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）ディスカウントした額に相当する70,000円を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けを決議した取締役会開催日の前営業日である平成23年3月7日の当社普通株式の終値79,200円に対して11.62%、同年3月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値78,042円（円未満四捨五入。以下同じ。）から10.30%、同年3月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値72,688円から3.70%、それぞれディスカウントした金額となりますが、同年3月7日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値63,376円からは10.45%のプレミアムを加えた金額に相当します。

② 算定の経緯

当社は、従前より株主価値の極大化を経営における重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続により株主に対する利益還元を行うとともに、事業成長による企業価値の長期的な向上と株式時価総額の極大化を図ることにより、株主価値を高めていくことに努めております。

このような方針の下、当社のさらなる事業の拡大と発展を実現するための最良のパートナーと提携することを目的とし、平成19年11月、当社、ネオウィズ・ゲームズ及びゲームホールディングスとの間で3社間契約である「戦略的資本業務提携契約」を締結しておりましたが、平成22年2月、ゲームホールディングスがネオウィズ・ゲームズを被告として、両者間の株主間契約の債務不履行に基づく損害賠償金及びこれに対する遅延損害金並びに当該訴訟費用を請求する訴訟をソウル中央地方裁判所に提起する事態となりました（なお、「戦略的資本業務提携契約」は、平成22年3月24日に提出しております第9期有価証券報告書に記載しておりますように、平成22年11月7日に契約期間を満了しております。）。本訴訟については、平成23年1月21日、ネオウィズ・ゲームズがゲームホールディングスに対して、74,754,980,522ウォン並びに平成22年2月6日から平成23年1月21日までの期間において年5%と、平成23年1月22日から完済日までの期間において年20%の割合による遅延損害金を支払うという判決が出され、これに対し、ネオウィズ・ゲームズ及びゲームホールディングスの両者が判決を不服として控訴しております。

これを受け、当社は、当社の経営方針や経営の安定性確保等の観点から慎重に検討をした結果、当社普通株式39,838株（所有割合にして40.00%（小数点以下第三位を四捨五入））を持つ筆頭株主であるネオウィズ・ゲームズと当社普通株式24,840株（所有割合にして24.94%（小数点以下第三位を四捨五入））を持つ主要株主であるゲームホールディングスとの間で当社に関する株主間契約について紛争が生じ、その関係が悪化していることは、発行会社である当社にとって歓迎すべき事態ではなく、今後の経営の安定化を目指すにあたりゲームホールディングスの保有分を当社が取得することが当社の株主価値の極大化に資すると判断し、平成23年2月中旬、ゲームホールディングスの保有する当社普通株式の全部を当社が取得する意向がある旨の提案をゲームホールディングスに対して行いました。そのうえで、自己株式の具体的な取得方法について検討した結果、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社は、買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を最優先に検討いたしました。また、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、市場価格の変動を考慮し、過去の一定期間における株価の推移を勘案のうえで、当社普通株式の本公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値とすることが妥当であるとの結論に至りました。

そのうえで、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける当社株主の利益

を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例においてディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、約 10%と設定いたしました。

なお、当社は、平成 23 年 2 月中旬、当社普通株式の市場価格を基礎として当社が設定したディスカウント率によるディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募についてゲームホールディングスに打診したところ、応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、ゲームホールディングス及び WhiteWall Co.Ltd から平成 23 年 3 月 8 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合にはその保有する当社普通株式の全部（ゲームホールディングス：24,840 株、WhiteWall Co.Ltd：900 株）を応募すること等を内容とする確約書の提出を受けております。なお、ゲームホールディングスが保有する当社普通株式の応募については、当該株式に設定されている大韓民国の銀行である国民銀行の質権が消滅していることが応募の前提となりますが、ゲームホールディングスから当該質権は公開買付期間中に消滅させられる見込みである旨を伺っております。

当社は、以上の検討及び判断を踏まえ、平成 23 年 3 月 8 日開催の取締役会において、当該取締役会の開催日の前営業日までの過去 1 ヶ月間（平成 23 年 2 月 8 日から平成 23 年 3 月 7 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値 78,042 円（円未満四捨五入）を 10.30%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした額に相当する 70,000 円を買付価格とすることを決定いたしました。なお、当社の社外取締役である馬ヨンミン及び元遵喜は、それぞれ本公開買付けに応募する旨の意向を表明しているゲームホールディングスの完全親会社である DCB ファンドのゼネラルパートナーである TStone Corporation の取締役及び代表取締役であり、特別の利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議及び決議には参加していません。また、当社の社外監査役である許容碩及び沈金玉は、それぞれ DCB ファンドが 100%出資するファンドが 100%の株式を保有する TStudy の取締役及び監査役であり、利益相反のおそれがあることから、これを防止し、公正性を高める観点から、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議に出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。上記取締役会においては、上記取締役 2 名を除く取締役及び上記監査役 2 名を除く監査役の全員が出席し、出席取締役 5 名（うち社外取締役 2 名を含みます。）の全員の一致で当該決議を行っており、出席監査役 3 名は、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（４）買付予定の株券等の数

種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	35,000 株	一株	35,000 株

（注 1） 応募株券等の総数が買付予定数（35,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（35,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（５）買付け等に要する資金

2,481,600,000 円

（注）買付代金（2,450,000,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) なお、平成23年3月8日現在における商号は「日興コーディアル証券株式会社」ですが、公開買付期間中である平成23年4月1日に、その商号を「SMB C日興証券株式会社」に変更いたします。

- ② 決済の開始日

平成23年5月2日(月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付価格より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 日本の居住者である個人の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税され、当該みなし配当の額に7%を乗じた額の所得税、及び3%を乗じた額の住民税が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、当該みなし配当の額に20%を乗じた額の所得税が源泉徴収されます(住民税は徴収されません)。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合には、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として、当該額に7%を乗じた額の所得税が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成23年4月7日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成23年4月28日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け又は公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、ゲームホールディングスから平成 23 年 3 月 8 日付で、本公開買付けに対して、同社が保有する当社普通株式の全部（平成 23 年 3 月 8 日現在の所有株式数は 24,840 株で、所有割合にして 24.94%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を応募すること等を内容とする確約書の提出を受け、また、DCB ファンドのゼネラルパートナーである TStone Corporation の従業員の親族がその全持分を保有する WhiteWall Co. Ltd から、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の全部（平成 23 年 3 月 8 日現在の所有株式数は 900 株で、所有割合にして 0.90%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を応募すること等を内容とする確約書の提出を受けております。なお、ゲームホールディングスが保有する当社普通株式の応募については、当該株式に設定されている大韓民国の銀行である国民銀行の質権が消滅していることが応募の前提となりますが、ゲームホールディングスから当該質権は公開買付期間中に消滅させられる見込みである旨を伺っております。

③ 本公開買付けが業績に与える影響は現時点ではありませんが、今後影響が生じる場合には、すみやかにお知らせしてまいります。

（ご参考）平成 23 年 3 月 8 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	96,671 株
自己株式数	2,921 株

（注）「発行済株式総数」には、平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 8 日までの新株予約権（ストックオプション）の行使により発行された株式に係る増加分は含まれておりません。

以 上